

研究の窓

社会福祉「改革」のとき

三 浦 文 夫

昨年6月に当研究所編になる『社会福祉改革論』が上下2巻の形で上梓された。ネーミングがやや大袈裟すぎるのではないかと、執筆者の1人として面映ゆい感がなかった訳ではないが、しかし、年が改まり昭和60年度予算案が発表されるに及んで、このネーミングは時宜に適したものであったのではないかと思ったりしている。それは戦後初めてとでもいってよいと思うが、社会福祉関係費（生活保護費、社会福祉費）が対前年度比マイナスになっていることに示されている。その理由は高率補助金の国庫負担の軽減と地方への肩代りの措置によるもので、一応は昭和60年度の単年度に限るということとなっているようである。しかしこの措置が単年度に止まるものでなく、これを機に戦後間もなくして作られた社会福祉の制度枠組の再検討と再編が行われることは必至と思われるからである。

そして既に臨時行政改革推進審議会や地方自治経営学会等から、福祉事務所、各種相談所等の設置形態の弾力化、整理・合理化等の提言をはじめ、社会福祉のいくつかの課題についての改正が提案されている。これらに対して社会福祉界の一部では、これらの提案を「外圧」として受けとめ、反撥を強めている。たしかにこれまでの社会福祉の歴史的経験を配慮せず、社会福祉の当面している諸課題への対応を示さず、専ら財政論、行政改革論の視点でのみ提案している向きがあるだけに、この反撥は故なきわけではない。

しかし、だからといって、現行の社会福祉の制度的仕組みが、今日あるいはこれからの社会福祉の課題に効果的に対応できるものでなくなりつつあるというこ

とを正当化することにはならない。その意味で社会福祉の「改革」は、「外圧」ではなく、内発的なものとして提起されなければならない課題であったのである。この点については本誌 Vol. 17, No. 2 (1981年秋季号) の本欄において、「社会福祉事業法と改正について」という拙稿でも触れたところであった。

考えてみると、1982年の老人保健法の登場、さらに84年の健康保険法の改正など、医療保障の改革が着手されているし、今年の初めには年金「改革」もその第一歩を踏み出すこととなったが、これらの改革のためには、医療保障の面では約20年余り、年金改革については少なくとも10年余の準備と検討の時間があつた。そしてこの間にいろいろの改革案が各方面から打ち出されてきている。これに対して社会福祉に関していうと、当局側はこれまで何ら改革案を打ち出すこともなく、状況対応的にアドホック的な微調整に留ってきたように思われる。社会福祉研究者の多くは、現行の社会福祉の批判は行いつつも、何ら改革案を持たず、その限りでは当局側と同じであるように思われる。

今必要なことは、「外圧」に抵抗するだけでなく、国民の立場に立ってあるべき社会福祉の姿を明らかにし、その線に沿った社会福祉の「改革」を自主的に行っていくことでなければならない。その意味で社会保障研究所編の『社会福祉改革論』には、これらの状況を踏まえた続篇が必要とされるのかもしれない。

(みうら・ふみお 日本社会事業大学教授)